



# 鳥取県公報

令和5年8月31日（木）  
号外第75号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 条 例	鳥取県政務活動費交付条例の一部を改正する条例 (38) (議会事務局議事・法務政策課) . . . . . 4 鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 (39) (〃) . . . . . 9
◇ 議会告示	鳥取県政務活動費交付条例施行規程の一部改正 (6) (〃) . . . . . 14 鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例施行規程の一部改正 (7) (〃) . . . . . 16

## 公布された条例のあらまし

## ◇鳥取県政務活動費交付条例の一部を改正する条例

## 1 条例の改正理由

政務活動費のより一層の適正化を図るため、議員が逮捕等された場合における政務活動費の交付制限等に関する規定を設ける。

## 2 条例の概要

(1) 議員が、刑事事件の被疑者又は被告人として、逮捕、勾留その他の身体を拘束する処分（以下「身体拘束処分」という。）を受けたときは、次に掲げる期間の政務活動費の月額は、0円とする。

ア 身体拘束処分を受けた日の翌日の属する月から身体拘束処分を解かれた日の前日の属する月まで

イ 有罪の裁判において言い渡された刑の執行として刑事施設に収容された期間の始期の翌日の属する月からその終期の前日の属する月まで

ウ 有罪の裁判において言い渡された罰金又は科料を完納しないことにより労役場に留置された期間の始期の翌日の属する月からその終期の前日の属する月まで

(2) 議員が、身体拘束処分を受けたときは、当該身体拘束処分を解かれた日の前日の属する月の翌月から当該身体拘束処分に係る刑事事件について、公訴を提起しない処分があった日又は裁判が確定した日の属する年度の最後の月までの政務活動費は、収支報告書等の提出があった場合に、政務活動費を充てることができる経費の額から当該年度において既に交付した政務活動費の額を控除した額（1月当たり25万円を上限とする。）を交付するものとする。

(3) その他所要の規定の整備を行う。

(4) 施行期日等

ア 施行期日は、公布の日とする。

イ この条例の施行の際現に刑事事件の被疑者又は被告人として、逮捕、勾留その他の身体を拘束する処分を受けている議会の議員については、この条例の施行の日以後の月分の政務活動費について、改正後の鳥取県政務活動費交付条例の規定を適用する。

ウ 鳥取県情報公開条例及び鳥取県議会情報公開条例について、所要の規定の整備を行う。

## ◇鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

## 1 条例の改正理由

議会の議員に支給する議員報酬及び期末手当のより一層の適正化を図るため、議員が一定例会を通じて本会議等の全てを欠席した場合や議員が逮捕等された場合における議員報酬等の支給制限に関する規定を設ける。

## 2 条例の概要

(1) 議員報酬の支給制限

ア 議員が、一の定例会の開会の日から当該定例会の閉会の日までの間に開かれる会議及び委員会の全てを欠席したときは、当該定例会の閉会の日属する月の翌月から次に出席した日の属する月までの議員報酬は、支給しない。

イ アにかかわらず、議員が、刑事事件の被疑者又は被告人として、逮捕、勾留その他の身体を拘束する処分を受けたときは、当該処分を受けた日の翌日の属する月から当該処分を解かれた日の前日の属する月までの議員報酬の支給を停止する。

ウ イに係る刑事事件について、有罪の裁判が確定したときは、支給を停止した議員報酬は、支給しない。

(2) 期末手当の支給制限

ア (1)ア又はウにより議員報酬を支給されなかった月がある場合の期末手当の額は、対象期間中の議員報酬が支給された月数の割合に応じて計算した額とする。

イ (1)イにより対象期間中に議員報酬の支給を停止された月があるときは、期末手当のうち、議員報酬の

支給を停止された月数の割合に応じて計算した額は、その支給を停止する。

(3) その他所要の規定の整備を行う。

(4) 施行期日等

ア 施行期日は、公布の日とする。

イ この条例の施行の際現に刑事事件の被疑者又は被告人として、逮捕、勾留その他の身体を拘束する処分を受けている議会の議員については、施行の日以後に支給する議員報酬及び期末手当について、この条例による改正後の鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の規定を適用する。

# 条 例

鳥取県政務活動費交付条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年8月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県条例第38号

鳥取県政務活動費交付条例の一部を改正する条例

鳥取県政務活動費交付条例（平成13年鳥取県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(政務活動費の額等) 第3条 略</p> <p><u>(政務活動費の交付制限)</u></p> <p><u>第3条の2 前条第1項の規定にかかわらず、議員が、刑事事件の被疑者又は被告人として、逮捕、勾留その他の身体を拘束する処分（以下「身体拘束処分」という。）を受けたときは、次の各号に掲げる期間の政務活動費の月額は、0円とする。この場合において、議員が当該月の分の政務活動費の交付を受けているときは、速やかに、当該政務活動費を県に返還しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 身体拘束処分を受けた日の翌日の属する月から身体拘束処分を解かれた日の前日の属する月まで</u></p> <p><u>(2) 身体拘束処分に係る刑事事件について、有罪の裁判が確定した場合は、次に掲げる期間</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>ア 当該有罪の裁判において言い渡された刑の執行として刑事施設に収容された期間の始期の翌日の属する月からその終期の前日の属する月まで</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>イ 当該有罪の裁判において言い渡された罰金又は料金を完納しないことにより労役場に留置された期間の始期の翌日の属する月からその終期の前日の属する月まで</u></p> <p><u>2 前条第2項の規定にかかわらず、議員が、身体拘束処分を受けたときは、当該身体拘束処分を解かれた日の前日の属する月の翌月から当該身体拘束処分に係る刑事事件について、公訴を提起しない処分があった日又は裁判が確定した日の属する年度の最後の月までの政務活動費は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日に、交付する。</u></p>	<p>(政務活動費の額等) 第3条 略</p>

(1) 第5条第1項の規定による収支報告書及び証拠書類の写しの提出があった場合 同項に定める提出期限から30日以内において議長が定める日

(2) 第5条第4項の規定による特例収支報告書及び特例証拠書類の写しの提出があった場合に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める日  
ア 当該提出の日が月の1日から10日までの間である場合 当該提出の日の属する月の翌月の10日

イ アに掲げる場合以外の場合 当該提出の日の属する月の翌々月の10日

3 前項の規定により交付する政務活動費の額は、次条第1項の規定により政務活動費を充てることができる経費の額から当該年度において前条第2項の規定により既に交付した額（既に本項の規定により控除した額を除く。）を控除した額（25万円に政務活動費の交付を受けることができる期間の月数（前条第2項の規定により政務活動費の交付を受けた月数を除く。）を乗じた額から前項第2号の規定により既に交付した額を控除した額を上限とする。）とする。

4 議員が、次の各号に掲げる提出の区分に応じ、当該各号に掲げる期限までに第5条第1項又は第2項に規定する収支報告書及び証拠書類の写しの提出をしないときは、当該年度において交付された政務活動費（第2項第2号の規定により交付を受けた額を除く。）を返還しなければならない。

(1) 第5条第1項の規定による提出 年度終了日の翌日から起算して30日以内

(2) 第5条第2項の規定による提出 同項に規定する期限

(収支報告書の提出等)

第5条 議員は、その年度に交付を受けた政務活動費に係る次に掲げる事項を記載した報告書（以下「収支報告書」という。）に、当該収支報告書の内容を証する領収書その他の書類（以下「証拠書類」という。）の写しを添えて、年度終了日の翌日から起算して30日（第3条の2第2項第1号の規定により政務活動費の交付を受けようとする議員にあっては、10日）以内に、議長に提出しなければならない。ただし、第4項の規定により当該年度分全てに係る特例収支報告書及び特例証拠書類の写しを提出した場合は、この限りでない。

(収支報告書の提出等)

第5条 議員は、その年度に交付を受けた政務活動費に係る次に掲げる事項を記載した報告書（以下「収支報告書」という。）に、当該収支報告書の内容を証する領収書その他の書類（以下「証拠書類」という。）の写しを添えて、年度終了日の翌日から起算して30日以内に、議長に提出しなければならない。

(1)・(2) 略

2・3 略

4 議員は、身体拘束処分を受けたときは、当該身体拘束処分を解かれた日の前日の属する月の翌月1日から当該身体拘束処分に係る刑事事件について、公訴を提起しない処分があった日又は裁判が確定した日の属する年度の最後の月の翌月10日までの間、その年度の政務活動費に係る次に掲げる事項を記載した報告書（以下「特例収支報告書」という。）に、当該特例収支報告書の内容を証する領収書その他の書類（以下「特例証拠書類」という。）の写しを添えて、議長に提出することができる。

(1) 第3条第2項及び第3条の2第2項第2号の規定により既に交付を受けた政務活動費の総額

(2) 政務活動費を充てるべき経費について、その総額及び別表に定める用途区分ごとの金額

(収支報告書又は特例収支報告書の調査等)

第6条 議長は、政務活動費の適正な執行を図るため、前条第1項若しくは第2項の規定により提出された収支報告書又は同条第4項の規定により提出された特例収支報告書の内容について必要な調査を、事務局長（地方自治法第138条第3項に規定する事務局長をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

2 略

(証拠書類等の整備等)

第7条 議員又は議員であった者は、証拠書類又は特例証拠書類を整備し、当該書類に係る年度の終了の日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(収支報告書等の保存及び閲覧等)

第8条 議長は、第5条第1項又は第2項の規定により提出された収支報告書及び証拠書類の写し並びに同条第4項の規定により提出された特例収支報告書及び特例証拠書類の写しを、当該書類に係る年度の終了の日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 議長は、前項の規定により保存する収支報告書及び証拠書類の写し並びに特例収支報告書及び特例証拠書類の写し（鳥取県議会情報公開条例（平

(1)・(2) 略

2・3 略

(収支報告書の調査等)

第6条 議長は、政務活動費の適正な執行を図るため、前条第1項又は第2項の規定により提出された収支報告書の内容について必要な調査を、事務局長（地方自治法第138条第3項に規定する事務局長をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

2 略

(証拠書類等の整備等)

第7条 議員又は議員であった者は、証拠書類を整備し、収支報告書の提出期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(収支報告書等の保存及び閲覧等)

第8条 議長は、第5条第1項又は第2項の規定により提出された収支報告書及び証拠書類の写しを、当該収支報告書の提出期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 議長は、前項の規定により保存する収支報告書及び証拠書類の写し（鳥取県議会情報公開条例（平成12年鳥取県条例第59号）第8条に規定する

<p>成12年鳥取県条例第59号) 第8条に規定する非開示情報に係る部分を除く。以下「収支報告書等」という。)を一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するものとする。</p> <p>3 前項の規定による収支報告書等の閲覧及び公表は、<u>8月1日(第5条第2項の規定により提出された収支報告書及び証拠書類の写しにあっては、当該収支報告書の提出期限の翌日から起算して3月を経過する日の翌日)(その日が県の休日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い県の休日でない日)</u>から始める。</p>	<p>非開示情報に係る部分を除く。以下「収支報告書等」という。)を一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するものとする。</p> <p>3 前項の規定による収支報告書等の閲覧及び公表は、当該収支報告書の提出期限の翌日から起算して3月を経過する日の翌日から始める。</p>
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用)

- 2 この条例の施行の際現に刑事事件の被疑者又は被告人として、逮捕、勾留その他の身体を拘束する処分を受けている議会の議員については、この条例の施行の日以後の月分の政務活動費について、改正後の鳥取県政務活動費交付条例第3条の2の規定を適用する。

(鳥取県情報公開条例の一部改正)

- 3 鳥取県情報公開条例(平成12年鳥取県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(開示義務) 第9条 略</p> <p>2 実施機関は、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合には、前項の規定にかかわらず、当該開示請求に係る公文書を開示しないものとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 鳥取県政務活動費交付条例(平成13年鳥取県条例第9号)第5条第1項若しくは第2項の規定に基づき提出される証拠書類の写し又は同条第4項の規定に基づき提出される特例証拠書類の写しに記載されている情報であって、公にすることにより、議員の政治活動に支障を及ぼすおそれがあるもの</p>	<p>(開示義務) 第9条 略</p> <p>2 実施機関は、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合には、前項の規定にかかわらず、当該開示請求に係る公文書を開示しないものとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 鳥取県政務活動費交付条例(平成13年鳥取県条例第9号)第5条第1項又は第2項の規定に基づき提出される証拠書類の写しに記載されている情報であって、公にすることにより、議員の政治活動に支障を及ぼすおそれがあるもの</p>

(鳥取県議会情報公開条例の一部改正)

- 4 鳥取県議会情報公開条例(平成12年鳥取県条例第59号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(公文書の開示義務)</p>	<p>(公文書の開示義務)</p>

第8条 議長は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

(1)～(8) 略

(9) 鳥取県政務活動費交付条例（平成13年鳥取県条例第9号）第5条第1項若しくは第2項の規定に基づき提出される証拠書類の写し又は同条第4項の規定に基づき提出される特例証拠書類の写しに記載されている情報であって、公にすることにより、議員の政治活動に支障を及ぼすおそれがあるもの

第8条 議長は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

(1)～(8) 略

(9) 鳥取県政務活動費交付条例（平成13年鳥取県条例第9号）第5条第1項又は第2項の規定に基づき提出される証拠書類の写しに記載されている情報であって、公にすることにより、議員の政治活動に支障を及ぼすおそれがあるもの



鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年8月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第39号**

鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（平成19年鳥取県条例第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(議員報酬の額)</p> <p>第2条 略</p> <p><u>2 議員報酬は、議会の議員の職について日から、退職等（任期満了、辞職、失職若しくは除名又は議会の解散により議員でなくなることをいう。以下同じ。）となったときはその日（次条第1項の規定に該当することとなった議員が同項に規定する閉会月の末日までに退職等となったときは、当該月の前月の末日）まで、死亡したときはその月の末日まで支給する。</u></p> <p><u>3 前項の規定により議員報酬を支給する場合の議員報酬の額は、月の1日から末日まで支給する場合を除き、その月の現日数を基礎として日割りによって計算する。</u></p>	<p>(議員報酬の額)</p> <p>第2条 略</p>
<p>(議員報酬の支給制限)</p> <p>第2条の2 <u>議会の議員が、一の定例会の開会の日から当該定例会の閉会の日までの間に開かれる会議及び委員会（常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。以下同じ。）の全てを欠席したときは、当該定例会の閉会の日属する月（以下この項において「閉会月」という。）の翌月から同日後に開催される定例会若しくは臨時会における会議又は委員会（以下「本会議等」という。）のいずれかに最初に出席した日の属する月（閉会月と同一月であるときは、その翌月）までの議員報酬は、支給しない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>(1) 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年鳥取県条例第31号）第1条に規定する公務上の災害又は通勤による災害のために欠席したとき。</u></p> <p><u>(2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第18条</u></p>	<p>(議員報酬の支給制限)</p> <p>第2条の2</p>

第1項に規定する患者又は無症状病原体保有者となったために欠席したとき。

(3) 出産の予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前から出産後8週間以内において欠席したとき。

(4) 育児又は介護のために欠席したとき。

(5) 負傷又は疾病の療養のために欠席した場合であつて、医師の診断書の提出があつたとき（議長がやむを得ないと認めるときに限る。）。

2 議会の議員が、その任期中において本会議等を欠席した日から引き続き1年間本会議等の全てを欠席（前項第1号から第4号までに掲げる場合における欠席を除く。）したときは、当該1年を経過する日の属する月の翌月から同日後に開催される本会議等のいずれかに最初に出席した日の属する月（当該1年を経過する日の属する月と同一月であるときは、その翌月）までの議員報酬は、支給しない。

第2条の3 前条の規定にかかわらず、議会の議員が、刑事事件の被疑者又は被告人として、逮捕、勾留その他の身体を拘束する処分を受けたときは、当該処分を受けた日の翌日の属する月から当該処分を解かれた日の前日の属する月までの議員報酬は、その支給を停止する。この場合において、支給を停止されるべきであった月分の議員報酬で既に支給を受けたものがあるときは、当該議員は、これを速やかに返納しなければならない。

2 前項の規定による議員報酬の支給停止は、当該支給停止に係る刑事事件について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、これを解除する。

(1) 公訴を提起しない処分があつた場合

(2) 無罪、免訴又は公訴棄却の裁判が確定した場合

3 第1項の規定による議員報酬の支給停止に係る刑事事件について、有罪の裁判が確定したときは、次に掲げる月分の議員報酬は、支給しない。

(1) 第1項の規定による支給停止を受けた月

議会の議員のうち、その任期中において議会、委員会又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第12項の規定により会議規則で定める議案の審査若しくは議会の運営に関し協議若しくは調整を行うための場（以下「議会等」という。）の会議を欠席した日から引き続き1年間議会等の会議を欠席したもの（公務上の災害、結核等の感染症その他これらに類するものとして議長が認める理由による欠席が含まれる者を除く。以下「長期欠席者」という。）については、当該長期欠席者に該当することとなった日の属する月の翌月以降の議員報酬は、支給しない。

2 前項の規定にかかわらず、長期欠席者が議会等に出席したときは、当該出席した日の属する月以降の議員報酬を支給する。

(支給を停止されるべきであった月分の議員報酬で既に支給を受けたものがあるときは、当該月を含む。)

(2) 当該有罪の裁判において言い渡された刑の執行として刑事施設に収容された期間の始期の翌日の属する月からその終期の前日の属する月まで

(3) 当該有罪の裁判において言い渡された罰金又は科料を完納しないことにより労役場に留置された期間の始期の翌日の属する月からその終期の前日の属する月まで

(期末手当)

第3条 議会の議員で6月1日又は12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する者に対して、それぞれ議長が別に定める日(以下「支給日」という。)に、期末手当を支給する。これらの基準日前1月以内に退職等となり、又は死亡した議員についても、同様とする。

2 前項の期末手当の額は、議員報酬の月額100分の145に相当する額に100分の142を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間(以下「対象期間」という。)におけるその者の在職期間の区分に応じて、職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)第16条の4第2項の表に定める割合を乗じて得た額とする。

(期末手当の支給制限)

第3条の2 略

2 前条第2項の規定にかかわらず、対象期間中に第2条の2第1項若しくは第2項又は第2条の3第3項の規定により議員報酬を支給されなかった月がある場合の期末手当の額は、前項の規定に該当する場合を除き、前条第2項の規定により算定された額に対象期間中の議員報酬が支給された月数を対象期間における在職期間の月数で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

第3条の3 期末手当のうち、第3条第2項の規定により算定された額に対象期間中の第2条の3第1項の規定により議員報酬の支給を停止された月(支給を停止されるべきであった月分の議員報酬で既に支給を受けたものがあるときは、当該月を含む。)数を対象期間における在職期間の月数で除

(期末手当)

第3条 議会の議員で6月1日又は12月1日にそれぞれ在職する者に、それぞれの期間につき、期末手当を支給する。

2 前項の期末手当の額は、議員報酬の月額100分の145に相当する額に100分の142を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以前6月以内の期間(以下「対象期間」という。)におけるその者の在職期間の区分に応じて、職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)第16条の4第2項の表に定める割合を乗じて得た額とする。

(期末手当の減額等)

第3条の2 略

2 前条第2項の規定にかかわらず、長期欠席者の期末手当の額は、前項の規定に該当する場合を除き、前条第2項の規定により算定された額に対象期間中の議員報酬が支給された月数を対象期間における在職期間の月数で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する部分は、その支給を停止する。この場合において、支給を停止されるべきであった部分の期末手当で既に支給を受けたものがあるときは、当該議員は、これを速やかに返納しなければならない。

- 2 第2条の3第2項の規定は、前項の規定による期末手当の支給停止の解除について準用する。

第3条の4 支給日に期末手当を支給することとされていた議員で当該支給日の前日までの間に退職等となったものが、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を停止する。この場合において、支給を停止されるべきであった期末手当で既に支給を受けたものがあるときは、当該者は、これを速やかに返納しなければならない。

(1) 退職等となった日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。次項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 退職等となった日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕（当該逮捕に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限る。）された場合

- 2 前項の規定による期末手当の支給停止は、当該支給停止に係る刑事事件について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、これを解除する。ただし、第3号に該当する場合において、当該者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他支給することが支給停止の目的に明らかに反すると議長が認めるときは、この限りでない。

(1) 禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2) 公訴を提起しない処分があった場合

(3) 起訴をされることなく当該支給停止に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

<p><u>3 第3条第1項の規定にかかわらず、支給日に期末手当を支給することとされていた議員で当該支給日の前日までの間に退職等となったものが、次の各号のいずれかに該当する場合は、それぞれ当該各号に定める期末手当は、支給しない。</u></p> <p><u>(1) 退職等となった日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられた場合 当該支給日に係る期末手当</u></p> <p><u>(2) 第1項の規定による期末手当の支給停止に係る刑事事件について禁錮以上の刑に処せられた場合（前項の規定によりその支給を停止された期末手当を支給することとされた場合を除く。） その支給を停止した期末手当（支給を停止されるべきであった期末手当で既に支給を受けたものを含む。）</u></p> <p>(旅費)</p> <p>第7条 議会の議員が次の各号のいずれかに該当する旅行をするときは、旅費を支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 招集に応じて、議会等（<u>議会、委員会又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第12項の規定により会議規則で定める議案の審査若しくは議会の運営に関し協議若しくは調整を行うための場をいう。次号において同じ。）</u>）に出席するとき。</p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(旅費)</p> <p>第7条 議会の議員が次の各号のいずれかに該当する旅行をするときは、旅費を支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 招集に応じて、議会等に出席するとき。</p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p>
---	---

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用)

2 この条例の施行の際現に刑事事件の被疑者又は被告人として、逮捕、勾留その他の身体を拘束する処分を受けている議会の議員については、施行の日以後に支給する議員報酬及び期末手当について、改正後の鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例第2条の3、第3条の2及び第3条の3の規定を適用する。

# 議 会 告 示

**鳥取県議会告示第6号**

鳥取県政務活動費交付条例施行規程（平成13年鳥取県議会告示第2号）の一部を次のように改正する。

令和5年8月31日

鳥取県議会議長 浜 崎 晋 一

第1条 鳥取県政務活動費交付条例施行規程の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(収支報告書) 第2条 略</p> <p><u>(特例収支報告書)</u> <u>第2条の2 条例第5条第4項の特例収支報告書は、様式第1号の2のとおりとする。</u></p>	<p>(収支報告書) 第2条 略</p>

第2条 鳥取県政務活動費交付条例施行規程の一部を次のように改正する。

様式第1号の次に次の1様式を加える。

様式第1号の2（第2条の2関係）

年 月 日

年度政務活動費特例収支報告書（第 回）

鳥取県議会議長 様

鳥取県議会議員

- 1 交付を受けた政務活動費の額（累計）（A） \_\_\_\_\_ 円
- 2 政務活動費を充てるべき支出の額

項 目	金 額			主な支出の内訳
	前回までの 報 告 額	今回報告額	計	
調査研究費	円	円	円	
研 修 費	円	円	円	
会 議 費	円	円	円	
資料作成費	円	円	円	
資料購入費	円	円	円	
広 報 費	円	円	円	
事 務 所 費	円	円	円	
事 務 費	円	円	円	
人 件 費	円	円	円	
計	円	円	円	

			(B)	
--	--	--	-----	--

3 交付を受けようとする政務活動費の額 (C) \_\_\_\_\_ 円

※交付を受けようとする政務活動費の額は次の①又は②のいずれかの額とする。

交付上限額 = 250,000 円 × (特例収支報告書提出時点の交付対象月数 - 交付制限を受けた月数)

① 交付上限額 ≥ (B) の場合

$$(C) = (B) - (A)$$

② 交付上限額 < (B) の場合

$$(C) = \text{交付上限額} - (A)$$

附 則

この告示は、令和5年8月31日から施行する。

鳥取県議会告示第7号

鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例施行規程（平成19年鳥取県議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和5年8月31日

鳥取県議会議長 浜 崎 晋 一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(議員報酬の支給期日)</p> <p>第2条 略</p> <p>第3条 <u>削除</u></p> <p>(期末手当の支給日)</p> <p>第4条 <u>条例第3条第1項の議長が別に定める日は、次の表の基準日欄に掲げる基準日の区分に応じて、それぞれ支給日欄に定める日（支給日欄に定める日が日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日又は土曜日でない日）とする。</u></p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; margin-left: 40px; margin-top: 20px;">略</div>	<p>(議員報酬の支給)</p> <p>第2条 略</p> <p>第3条 <u>議員報酬は、鳥取県議会議員（以下「議員」という。）の職についた日から、退職等（任期満了、辞職、失職若しくは除名又は議会の解散により議員でなくなることをいう。以下同じ。）となったときはその日まで、死亡したときはその月の末日まで支給する。</u></p> <p>2 <u>前項の規定により議員報酬を支給する場合であつて、月の1日から末日まで支給するとき以外のときは、その議員報酬額は、その月の現日数を基礎として日割りによって計算する。</u></p> <p>(期末手当の支給)</p> <p>第4条 <u>期末手当は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する議員に対して、それぞれ次の表の基準日欄に掲げる基準日の区分に応じて、それぞれ支給日欄に定める日（支給日欄に定める日が日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日又は土曜日でない日。以下「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1月以内に退職等となり、又は死亡した議員についても、同様とする。</u></p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; margin-left: 40px; margin-top: 20px;">略</div> <p>(期末手当の支給制限)</p> <p>第5条 <u>次の各号のいずれかに該当する者には、前条の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第2号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</u></p> <p>(1) <u>基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職等となった議員で、その退職等となった日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの</u></p> <p>(2) <u>次条第1項の規定により期末手当の支給を一</u></p>



時差し止めることとされた者（同条第2項の規定によりその支給を一時差し止められた期末手当を支給することとされた者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

（期末手当の支給の一時差止め）

第6条 支給日に期末手当を支給することとされていた議員で当該支給日の前日までの間に退職等となったものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止める。

（1）退職等となった日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。次項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

（2）退職等となった日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕（当該逮捕に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの）に限る。）された場合

2 前項の規定による期末手当の支給の一時差止め（以下「一時差止め」という。）について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、一時差止めがなされた者に対して、その支給を一時差止めた期末手当を支給する。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止めがなされた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他支給することが一時差止めの目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

（1）一時差止めがなされた者が当該一時差止めの理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

（2）一時差止めがなされた者について、当該一時差止めの理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

（3）一時差止めがなされた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止めに係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

<p><u>第5条及び第6条 削除</u></p> <p>(旅費)</p> <p>第7条 <u>鳥取県議会議員</u> (以下「議員」という。) 又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2～5 略</p>	<p>(旅費)</p> <p>第7条 議員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2～5 略</p>
--	--

附 則

この告示は、令和5年8月31日から施行する。